

日本武の尊は人皇十二代景行天皇の御子で、御名を小碓尊と申し奉る。日本武とは尊が御年十六で熊襲を征伐し給ふた時、酋長川上梟師が死に臨んで奉つた御名である。

宇迦魂神（倉穗魂、稻魂）ウガノミタマノカミ

日本書記には食物を主宰する神で、伊弉諾、伊弉冉二尊の御子であるとしてあるが、古事記には素戔嗚尊の御子であるとしてある。

延喜式大殿祭祀詞の註には屋船豊宇氣姫命をやくして「是稻靈なり俗謂宇賀能美多麻」とある。佛説に蛇を宇賀神と稱へることにより後世之を宇迦之御靈に習合するは全く理由のない事である。

大鷦鷯尊（大雀命）オホササギノミコト

大鷦鷯尊は世に仁徳天皇と申して、應神天皇の第四の皇子で御母皇后は仲姫命である。御幼時より聰明にましまして天位につき給ふてからは、御諡號の通り御心を政治に専らにして仁徳を施し給ふた。初め應神天皇崩御の際皇太子小稚郎子が尊に天位を譲つて自殺し給ふた事や天皇御即位後四年炊煙の少いのを見て三年間課税を免じ給ふた事などは誰も知ることである。

御歳八十七（古事記には八十三年）で崩じ給ふたが御寶算は詳でない。

天皇は常に意を開墾に注がせられ、十一年難波の堀江を通じ又茨田堤を築かれ、十三年攝津の和珥池を造り、横野堤を築き、十四年攝津の猪甘津に橋を渡し大道を造りなご其の御功績が甚だ著しかった。其のため百姓は業を樂み海内

富み榮へた。

世に聖帝と稱し奉る。陵は和泉大鳥郡にある。百舌鳥耳原の中陵といふ。兆域の今存する所は外堤七百六十九丈内堤五百七十三丈あつて歴代山陵中廣大なもので世に大山陵と稱してゐる。

第三節 神社各説

第一項 郷社

一、天神社

大字秋田字宮前十九番地

奈良朝の古より十二ヶ郷の民の尊崇彌深く老樹鬱蒼たる森深く高天原に千木高知りて神鎮り給ふは郷社天神社である

祭神

天神七代

國常立尊

豐斟淳尊

渡土煮尊

角杙尊

大戸道尊

面足尊

伊弉諾尊

天兒屋根尊

比咩神

武甕槌神

齋主神

由緒

其の昔奈良の落人、小森山象此所に神靈を負ひ來て此の村を開いた。次いで此所に社を建て天神七代を祀つた。其後此の宮は十二ヶ村の共有としてゐた。即ち長櫻村、替地新田、早雲新田、八佐工門新田、傳右工門新田、外坪村、大屋敷村、安良村、御供所村、三右工門新田、九郎右工門新田、小折新田の十二ヶ村である。國帳には

奈良志天神とある。

大正八年十一月二十六日付春日社（祭神天兒屋根命、比咩神、武甕槌神、齋主神）を郷社天神社に合併許可に依り同年十二月十九日併祀せられた。

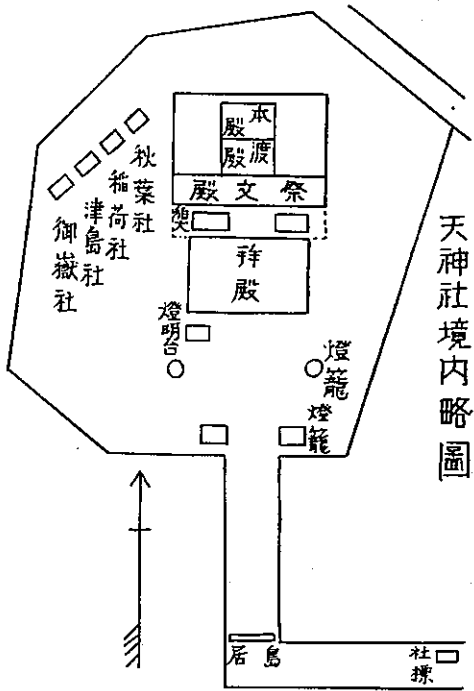
境内 九百六十五坪

氏子 二十八戸

境内にある建物は次の通りである。

- 一、神殿 流造銅板葺 六尺に三尺六寸 明治三十一年一月改築
- 一、祭文殿 切妻造瓦葺 一間四尺五寸に一間
- 一、拜殿 入母屋造瓦葺 三間に二間 大正七年六月廿二日新築
- 一、玉垣 土塀造 瓦葺 長さ九間三尺高さ三尺五寸

天神社境内略圖



- 一、鳥居 神明型石造 高さ十四尺八寸
- 一、狛犬 石造 一對高さ六尺七寸臺石三尺五寸
- 一、社標 石造 高さ六尺八寸

- 一、燈籠 神明型 一對石造高さ九尺五寸 表參道
- 一、同 春日型 一對石造高さ八尺三寸
- 一、燈明臺 一基高さ五尺七寸長さ四尺八寸

境内神社

- 一、津島社 祭神 須佐之男命 由緒 不詳 建物 一尺二寸に九寸
- 一、秋葉社 祭神 火産靈神 由緒 不詳 建物 二尺九寸に二尺一寸

- 一、稻荷社 祭神 倉稻魂神、猿田彦神、大宮比咩神 建物 一尺一寸に九寸
- 一、御嶽社 祭神 國之常立神 建物 高さ三尺

第二項 村 社

一、八 劍 社

大字豊田字堀尾跡四十四番地

五條川のほとり名もめてたき豊田の地縁樹老樹の茂みが中を安らけき佳き處と宮柱太敷立て永へに神鎮まり給ふは村社八劍社である。

祭 神 日本武尊 大日靈尊 (天照大神)
菊理姫尊 (白山社)

由 緒

現神社境内東部にある若宮八幡社は現在の氏子の祖先が氏神として崇拝したもので、東方隣接地今の堀尾跡の甲自三八番至四一番反別約六畝餘歩は古より老木繁茂し深き參道の北方に祀つたものであるが、隣地八劍社境内切り縮めと同時に現在の位置に遷座した。

八劍社は元は堀尾家が祀つたもので、其改築も堀尾一家の寄進によつて實行された。堀尾家滅亡後現在の氏子之れを繼承して祭祀をなし後氏神として尊崇する様になつた。この八劍社の境内は堀尾家が最初祀られた當時以來は現今の字堀尾跡乙圖にある全反別二町有餘歩に亘る大森林で樹丈五十尺より五尺餘、目通り三尺より丈餘尺に亘る老松檜杉其他雜木鬱蒼として東方は八幡社境内及桂林寺境内、西は社本伴助屋敷及其以西五條川にそひて西屋敷方面迄總反別七町有

餘歩に亘る深い林藪續き、現在の神社東の南北に通ずる道路の如きは東西より樹枝交叉して晝尙暗く狐狸徘徊珍しく又五位鶯等幾千と巢喰ひ居たと。

境内は社殿を中心として鳥居より參道兩側は丸石を以て高さ尺有餘の石垣を廻らし外界の北方は五條川に接し、東西南は正面鳥居の通路の外は巾四五尺にわたる堀を廻らし、南方馬場の北側現在の鳥居の位置より四十間西方には五十貫有餘の大丸石を以て高さ四尺巾一間周圍の高地を築き、其上に津島社を安置しある。其兩側方面には特に老松根元腐朽して穴あればそこに獻燈することある様である。又當時境内の西北隅現字堀尾跡六四ノ一中央には平面積二畝歩餘高さ二十尺位の丘あり、老人の言に往古堀尾吉晴の弓術試練場なりと傳ふ。この故か字宮前矢崎野の耕地中より今も當時用ひた矢の根石が出ることもある。丘の頂上には開傘の如き極立派な老松が枝を廣げてゐたと。明治五、六年世の改正と共に境内の老樹木を伐採し且つ敷地を縮少して現在の位置に若宮八幡社、津島社を遷座し數年後境内の石垣も取毀ち南方西部の堀も埋め敷地は民有に移し各自開墾せられて境内は現在の形となつた。かく神社内の樹木減少したため五位鶯等の鳥類は西隣の伴助所有藪に移り棲む様になつた。

現存する棟札によつて沿革の概要を記せば

當社は弘和二年(永徳二年)以往天正、慶長寛永年中迄は堀尾帶刀氏寄進して再建した。本社は創立以來堀尾氏滅亡後も世々大板で葺いて來たのを寶曆七年から氏子評議を以て柿葺とした。然して現在殿は延享四年再建によるもので後屢々葺替へたが腐朽せやうとするから、氏子一同一萬四千二十八圓外に村外一千九百四十圓を醸出し大改築の工事中であ

境内 二千九十三坪
氏子 二百三戸

境内にある建物は次の通りである。

- 一、本殿 流造 檜皮葺 一間三尺四寸に一間二尺
- 一、拜殿 切妻造 瓦葺 三間五尺に二間三尺六寸
- 一、玉垣 荒垣造 長さ九間
- 一、狛犬石造 一對 高さ五尺八寸
- 一、鳥居 神明型 一基石造 高さ十四尺二寸
- 一、燈籠 神明型 一對石造 高さ一丈一尺五寸 葦石方六尺二寸
- 一、同 春日型 一對石造 高さ二間
- 一、燈籠 春日型 一對石造 高さ六尺一寸
- 一、同 同 一對石造 高さ七尺
- 一、同 同 一基石造 高さ十三尺
- 一、燈明臺 一基石造 高さ五尺七寸
- 一、社標 一基石造 高さ十尺
- 一、社務所 瓦葺平屋造 六間に二間三尺
- 一、井戸館 瓦葺同 二間に一間

境内神社

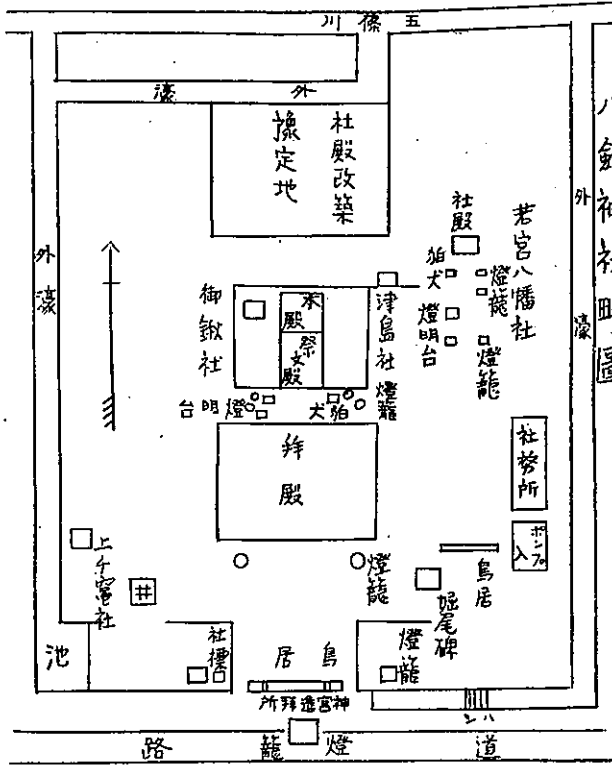
若宮八幡社

一、祭神 大鷦鷯尊(仁徳天皇)

一、社殿 流造 二尺八寸に二尺

- 一、鳥居 神明型 一基石造 高さ十一尺
- 一、燈籠 春日型 一對石造 高さ八尺

八劔神社略圖



當社八劔大明神棟札之寫

奉再建八劔宮社頭一字右趣意者堀尾帶刀左衛門進武運長久子孫繁昌並當村安全諸人満足之所 干時天正拾年己丑六月十二日願主堀尾帶刀敬白

- 一、同 一基石造 高さ六尺六寸
- 一、燈明臺 一基石造 高さ四尺七寸
- 一、狛犬 一對石造 高さ五尺
- 上干竈社
 - 一、祭神 乎止與命 日本武尊の妃宮簀媛の父君で氏子は源大夫様といふ
 - 一、社殿 二尺八寸に二尺
- 御劔社
 - 一、祭神 天照大神
 - 一、社殿 二尺五寸に八寸
- 津島社
 - 一、祭神 須佐之男尊
 - 一、社殿 二尺五寸に八寸

✧ 奉再建八劍社頭一字本願主堀尾帶刀左衛門進武運長久當村繁昌諸人如意安全所敬白 干時慶長拾五年戊戌三月二十一日

✧ 奉再建八劍大明神社頭一字雲州堀尾但嶋守寄進之武運長久御供所村中氏子繁昌所干時寶永拾一年甲戌八月吉祥

✧ 奉再建八劍大明神社頭一字組中氏子安全所敬白 干時承應四年乙未四月二十一日

✧ 奉再興八劍宮社頭一字當村氏子無難無災如意安全所 寬時延寶貳年戊寅二月吉祥日

當社開關之棟札無之破板二年號斗永德二年壬戌有之

又火香山長樂寺者文明十六年甲辰二建○○○桂林和尚卜有之今桂林寺也

尾州丹羽郡御供所村八劍宮棟札之寫

當八劍宮再興之棟札數多有之爲有紛失其ノ時文言年號月日一枚に寫置者延室貳甲寅

大香山 桂林寺三世 白鷹禪謹寫之

當社初造者永德二年壬戌也

八劍大明神社頭每修覆棟札之寫

✧ 奉再建八劍大明神伏願

年々是好年無病息災干時元祿第四辛未八月十一日
日々是好日安穩富樂大香山桂林寺幻居園板堂謹誌

✧ 奉再建八劍大明神伏願

世風常穩干時正德五乙未歲霜月八穀村中氏子等
當所安全大香山桂林幻住豐堅成謹誌

✧ 奉再板嘗八劍大明神伏願當所

無病息災惟此享保十六年辛亥歲黃梅大鳥
安穩富樂大香山桂林幻住豐堅成謹誌焉

✧ 奉修再建八劍大明神伏異

國家平穩惟時延亨四丁卯十一月一日村中氏子敬白
鄉中安全大香山桂林禪寺現住梁隆志謹誌焉

當社從來奉請一座三神八劍大明神 伊勢神明宮白山大權現

尾州丹羽郡稻木庄御供所邑氏神社頭棟札

八劍宮造營棟札數多故恐紛失如是以板一枚寫之置者也

大日本國丹羽郡稻木庄御供所村氏子等敬白

當社願主永德以往天正慶長寬永年中迄堀尾帶刀氏寄附之初造營以來永德二壬戌年天正十巳丑六月十一日慶長十五戊戌三月二十二日寬永十一甲戌八月吉祥日承應四年乙未四月二十一日延寶二年甲寅吉祥日以上五度修理再建棟札白禪叟代一枚板寫之置 元祿四年亥年以來四度之棟板札隆志代一枚寫之

◁ 國家安全

寶曆七丁丑歲四月初朔日
大香山桂林寺現住春禪叟代謹書

奉中興再建 當邑鎮守社頭一字

▷ 氏子繁榮

木工名古屋住藤原下臣橫井亦七 淺野源藏
御供所村氏子中敬白 庄屋 願主

社本佐右工門
江口德右工門

當社從往古堀尾帶刀佐右工門之進造建以來世々修補之間以大板嘗來今歲惣氏子以評議新改造補舊嚴飾之故今記由來來年月備來之規鑑者也

干時寶曆七年丁丑春四月初朔日御遷宮

奉檜皮葺 八神明宮 村惣氏子中 家内安全
白山宮 如意吉祥

惟時文久二年壬戌十一月吉祥日

桂林 十二世

庄屋 祖 治良 左工 助門 麟

明治十七年 郷社天神社祠官

奉斎替八劍神社惣産子繁榮祈白

申十二月吉日

小講議

日比野守龍

明治三十三年 太田村大字秋田郷社天神社々司兼務日比野守龍

奉斎替付社八劍社落成總氏子繁榮懇祈白

子四月吉祥日

郷社天神社々掌

日比野銚丸

丹羽郡太田村大字豊田惣氏子中敬白

大正十年

奉斎替八劍神社産子繁榮祈白

四月吉日

社掌

日比野銚丸

二、神 福 社

大字豊田字福田六十五番地

豊田字福田の地を嚴のめでたき地と銚杉の彌繁れる森に神鎮まり給ふは郷社神福社である。

祭 神

天照大神 倉稻魂神 須佐之男命 保食神 大年神 猿田彦命 大宮比賣命

由 緒

大正六年四月八日村社大福田社へ神明社を合併して社號を神福社と改稱した。神明社はもと小折から移轉して來た社本増左工門小折八龍社から別社して來たもので元祿元年再建

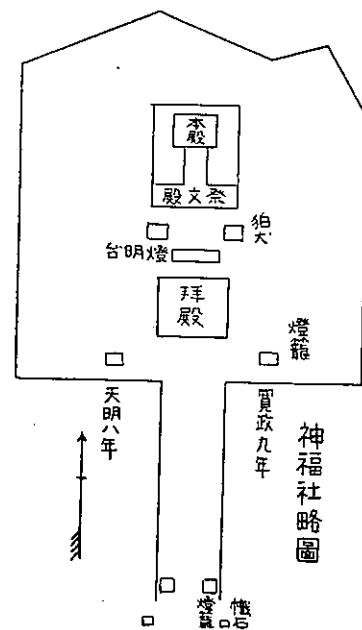
大福田社はもと字笹田の土田彌十郎の創立である。今の地に轉じ村民増加と共に此の社を信仰してゐたが遂に村社として氏神とした。慶安五年三月再建

境内 六百三十七坪

氏子 二十八戸

境内にある建物は次の通りである。

- 一、神 殿 神明造檜皮葺 四尺五寸に三尺一寸 一、拜 殿 切妻造瓦葺 二間に二間
- 一、祭文殿 切妻造瓦葺 三間に七尺 一、玉 垣 土塀造瓦葺 長さ八間高さ四尺五寸



三、山の神

大字豊田字山の神五十番地

往古入鹿城九郎右工門新田の氏神として祀られたもので現今でも松樹林の中央に鎮座されて同一統が崇拝してゐる無格社である。

四、津島社

大字豊田字善徳九五、九六番地

これも昔から六ヶ村用水通りの川中島とも云ふべき草生に數年前迄丈長き一本の檜樹があつて其の根端に鎮座されてある。入鹿城三右工門新田一統の崇拝して居る無格社である。祭神は須佐之男尊

五、天神社

大字秋田東郷前一番地

子が親のはがひの下に寄る如く畏れけきも親しみまつりて御左右に寄り沿ひ奉る氏子が(字替地の)真中に鎮りますは村社天神社である。

祭神 菅原道真

山緒

創立天保十四年 天神社東隣に現存する替地釋迦堂の開基定穩尼京都の北野神社の分身を勧請して氏神とした。

境内 百四十坪

氏子 三十戸

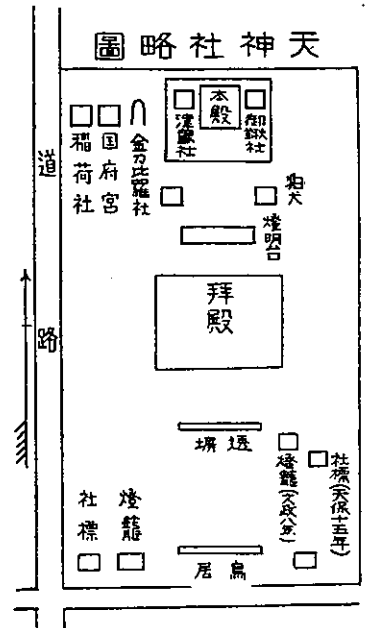
境内にある建物は次の通りである。

- 一、社殿 流造銅板葺 二尺八寸に二尺二寸 一、燈籠 神明型石造一對 高さ十尺臺四尺四方
- 一、拜殿 切妻造瓦葺 二間一尺四寸に一間五尺 一、同 春日型石造一基 高さ七尺五寸(文政八年)
- 一、玉垣 荒垣造石造 九間 一、燈明臺 石造一基 高さ五尺三寸
- 一、鳥居 神明型石造 高さ十二尺四寸 一、社標 石造 高さ八尺六寸
- 一、狛犬 石造 高さ六尺一寸 一、社標 石造 高さ三尺六寸(天保十五年)

一、透 堀 木造 高さ六尺八寸長さ六尺六寸
境内神社

一、津島社

祭神 須佐之男尊 建物 一尺二寸に一尺五寸



一、御 鏡 社

祭神 保食神、大年神 建物 一尺二寸に一尺五寸五分

一、稻 荷 社

祭神 倉稻魂神、猿田彦神、大宮比咩神
建物 七寸に八寸五分

一、國 府 宮

祭神 大國靈命

建物 七寸に八寸

一、金 刀 比 羅 宮

祭神 大物主命、崇徳天皇

六、津 島 社

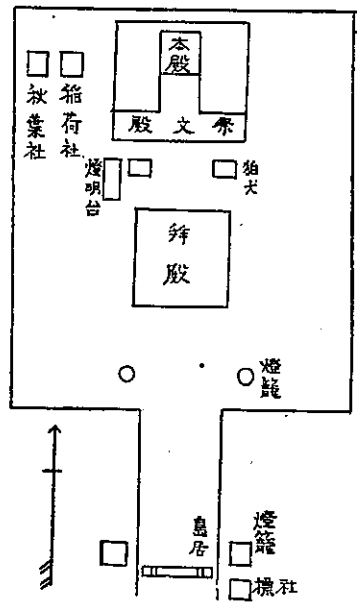
大宇秋田字屋敷越一番地

參道彌廣き屋敷越の地をよき處と氏子の尊崇日に深く永しへに鎮まり給ふは村社津島社である。

祭神 須佐之男尊

由緒 創立年月、勸請年月共に詳でない。

津 島 社 略 圖



境内 百五十坪
氏子 十二戸
境内にある建物は次の通りである。

- 一、社 殿 神明造トタン葺 二尺に三尺
- 一、祭文殿 切妻造瓦葺 三間三尺に三尺五寸
- 一、拜 殿 切妻造瓦葺 二間に一間四尺
- 一、鳥 居 神明型石造 高さ九尺
- 一、燈 籠 春日型石造一對 高さ七尺五寸
- 一、同 神明型石造一對 高さ九尺臺四尺四方
- 一、燈明臺 石造一基 高さ四尺六寸
- 一、狛 犬 石造 高さ六尺
- 一、社 標 石造 高さ八尺
- 一、玉 垣 土塀造瓦葺 長さ五間四尺高さ四尺

境内神社

一、稻 荷 社

祭神 倉稻魂神、猿田彦神、大宮比咩神

建物 一尺三寸に一尺

一、秋 葉 社

祭神 火産靈神

建物 一尺三寸に一尺

七、熊野社

大字秋田字中山五十九番地

宗雲の郷奥深く二十有餘戸の氏子が鎮めといや永へに神鎮りますは村社熊野社である。

祭神 伊邪那美命
由緒

創立年月は詳でないが寛文二年の頃宗雲といふ僧諸國を行脚中此の地に來て此の社の附近に住い社の荒廢したのを修繕し又此の土地を開發に努力をしたと傳へられてゐる。

現今此の社のある附近を字宗雲と云ふのは此の僧の名を取つて字名としたものと傳へられてゐる。

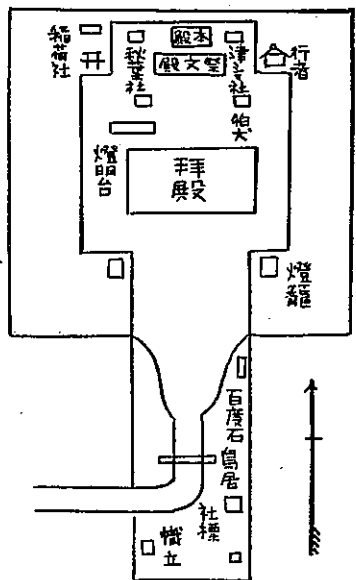
境内 四百五十一坪

氏子 二十二戸

境内にある建物は次の通りである。

- 一、本殿 流造板葺 二尺八寸に二尺 高さ五尺五寸
- 一、祭文殿 切妻造瓦葺 三間に二間 高さ六尺
- 一、拜殿 切妻造瓦葺 三間に二間 高さ一丈二尺
- 一、玉垣 土塀造瓦葺 長さ六間高さ四尺五寸 高さ七尺八寸
- 一、狛犬 石造一對
- 一、燈籠 神明型石造一對
- 一、鳥居 神明型石造一基
- 一、社標 石造

熊野社略図



一、幟立一對 高さ三尺

境内神社

- 一、秋葉社 祭神 大産靈神 建物 二尺五寸に二尺
- 一、津島社 祭神 須佐之男尊 建物 二尺五寸に二尺
- 一、稻荷社 祭神 大宮比咩神 建物 一尺五寸に二尺一寸

八、八王子社

大字秋田郷裏六十八番地

郷裏の地を佳き處と下津磐根に宮柱太敷立て高天原に千木高知りて永しへに安らけく神鎮まり座ますは村社八王子社である。

祭神 天之忍穗耳命 天之穗日命 天津日子根命 活津日子根命 熊野久須毘命 多紀理毘賣命 市寸島毘賣命
多岐都毘賣命

由緒

往昔元和の頃布袋町安良に佐藤傳右工門と言ふ人があつて日頃は己が氏神八王子社を崇め祭つてゐた。此の人後元和九年亥三月廿五日現在の大字秋田郷裏に移り来て居を構へ辛苦盡力を以て荒地を開墾し翌四月神社奉勸諸舊里安良村八王子社の祭神八王子の神を移し祀つて氏神とした。之が現存する八王子社創立の始である。此社は明治八年に村社となつた。

其後本殿は次の様に改修築されてゐる。

- 正保三丙戌年 奉建立 延寶元癸年十月吉日 奉建立
- 元祿元年十一月 奉修造 寶永五年 奉修造
- 享保十年三月 奉修造 寛延元年十二月 奉修造
- 寶曆七稔丁世六月 奉新建立 安永九庚子四月 奉新建立
- 寛政十一年己未十月 奉修造 天保四年癸巳九月 奉新建立
- 嘉永四年辛亥十月 奉修造 慶應四戊辰四月 奉修造
- 明治十年 奉再建
- 大正三年 祭文殿拜殿 奉建築

境内 五百一坪

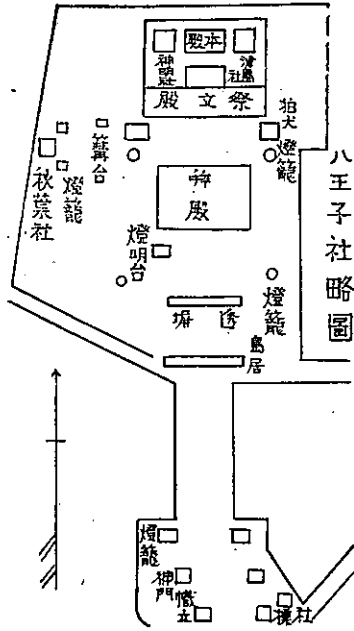
氏子 三十九戸

境内にある建物は次の通りである。

- 一、社殿 流造銅板葺 八尺五寸に七尺三寸
- 一、祭文殿 切妻造瓦葺 三間三尺に二間 高さ十四尺八寸 葺八尺五寸四方
- 一、渡殿 切妻造瓦葺 九尺に六尺 高さ十四尺
- 一、拜殿 流造瓦葺 二間三尺に二間 高さ三尺三寸
- 一、玉垣 土塀造瓦葺 長さ九間高さ五尺九寸 高さ六尺五寸横七尺七寸 縦一尺四寸
- 一、狛犬 石造 高さ六尺 高さ一丈三尺一尺五寸角
- 一、燈籠 春日型石造一對 高さ九尺 高さ一丈二尺一尺一寸角
- 一、同 春日型石造一對 高さ十一尺四寸 高さ四尺六寸縦九寸 横五寸五分

境内神社

- 一、秋葉社 祭神 火産靈命 建物 三尺五寸に二尺五寸
- 一、津島社 祭神 素戔鳴尊 建物 三尺一寸に二尺六寸
- 一、神明社 祭神 天照大神 建物 三尺五寸に二尺五寸



九、諏訪社

大字大屋敷宇高橋九十七番地

東に五條川のせ、らぎ清く高橋郷北の地を良き處と嚴の宮地安らげく永しへに神鎮り給ふは諏訪社である。

祭神 建御名方命

由緒 創立 天文八年七月廿七日

古記 録寫

夫當社由來一卷之書有之所ニ宮土喜左工門、小左工門代々當身體裏亂ト成リ民家ニ下リ右諏訪勸處物モ朽腐失ニヨツテ代々祖父ニ口傳仕ル所此度社門へ奉納シ爲萬世アラク、爰ニ書記者也

元文二年丁巳之中秋

抑敬白古ニ信州ニ諏訪五郎時茂末弟ニ同三郎時定兄弟官軍ニ與シ上洛シテ不達本望ヲ廢軍ト成リ劇兄弟致不和五郎ハ本國ニ歸リ三郎ハ此所ニ留リ明暮隱ヲ愛シ狩遊ニ志シテ年月ヲ送り住居ス。則此里名應誓ト云フ夫ヨリ三代目ニ當リ同時儀者神道專ニ修業ス其頃人皇百六代帝後奈良院天文年中ニ承リ、靈夢依之諏訪明神ヲ勸請仕到リ其時ニ家名宮土ト改ル。宮土ト中心ニヨツテ、、、、、改云々則此カ里之文字モ改替高橋ト云々、此頃不知從夫五代ニ當ル宮土太郎禰宜ト云フ其子喜左工門弟小左工門此代ニ當リ民家百姓ニ下リ身體致破却屋敷持高本村彦工門ニ渡シ此ノ筋ニテ彦工門ヨリ右之明神並ニ氏子並ニ世話仕管

神

境内 八百坪

此時ニ當リ一卷物モ失明神モ零落致成棟札ニ朽腐失者也、寛文中ニ弟小左工門修復仕此代迄ハ右明神森苗木ニモ宮氏ヨリ支配仕小右工門子ニ小左工、市郎衛門此ノ代ニ當リ延寶年中頃本村ヨリ御公儀様へ大屋敷村六ヶ所ノ宮ニ書上仕村中之宮ニ成者也

後然拜殿ハ高橋村本村彦右工門トシテ修復仕ル管モ以後元祿年中ヨリ、村中トシテ社修復仕者也、又其ノ後元祿八年亥之年ヨリ當村長松寺支配トナリ。其後享保四年亥ノ四月燒明火ニテ社燒寶物モ失同年丑之六月長松寺ヨリ小社建立有之モ同十七年越へ、元文二年巳ノ年ニ至リ社零落成付而此里ニ右小左工、市郎工門子ニ平兵衛、市郎工門兩人トシテ志ニ施主ト成リ、此ノ社市郎右工門戸前二尺五寸ニ建立仕者也、後然材木此ノ森ノ間ニ檜木ニ本迄請用入者也。

此ノ處ヨリ西ニ當リ八幡熊野二神一社ニ仕官有是ハ此森道西ニ瑠座ノ威所ニ當リ、寺長松寺社僧此處之間へ享保十年巳之八月假リニ此處ニ社移ス者也

右之卷爲萬世之記者也

元文二年丁巳中秋吉祥日

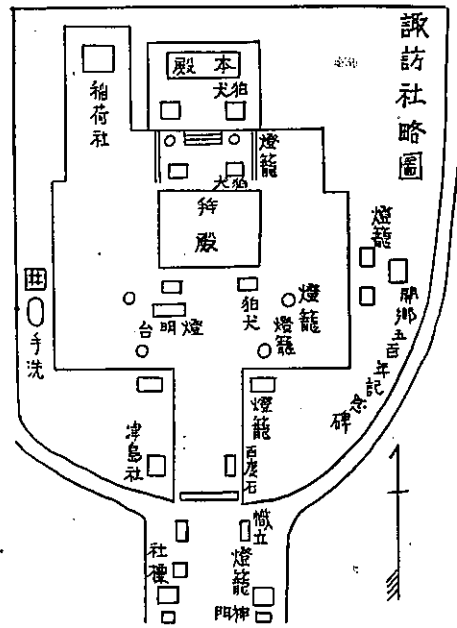
尾陽丹羽郡稻木庄大屋敷邑 枝江高橋宮土氏

本家 市郎工門

氏子 二十三戸

境内にある建物は次の通りである。

- 一、本殿 流造檜皮葺 三尺五寸に二尺六寸
 - 一、拜殿 切妻造瓦葺 二間に二間
 - 一、祭文殿 切妻流造瓦葺 二間に一間四尺
 - 一、波殿 五尺二寸に三尺五寸
 - 一、玉垣 板塀造 長さ十二間高さ三尺七寸
 - 一、燈籠 春日型石造一対 高さ五尺七寸
 - 一、同 春日型石造一対 高さ五尺七寸
 - 一、同 同 石造一対 高さ九尺五寸
 - 一、同 同 石造一対 高さ九尺五寸
 - 一、同 神明型石造二対 高さ五尺五寸
 - 一、同 同 石造一対 高さ十二尺
 - 一、狛犬 石造一対 高さ一尺二寸
-
- 一、狛犬 石造一対 高さ三尺
 - 一、狛犬 石造一対 高さ二尺五寸
 - 一、玉垣 石造 長さ二間高さ三尺五寸
 - 一、鳥居 神明型石造 高さ一丈二尺八寸廻り 三尺一寸横八尺八寸
 - 一、燈明臺 石造 高さ五尺五寸
 - 一、手洗 丸型石造 高さ八寸
 - 一、百度石 石造 高さ三尺六寸角
 - 一、透塀 石造 高さ八尺長さ十二尺
 - 一、幟立 石造一対 高さ五尺
 - 一、社標 石造 高さ七尺蓋石二尺五寸 七寸五分角
 - 一、神門 石造 高さ十尺
- 傳來の寶物 箱入一箇



箱形次の通り

長さ一尺二寸 横一寸二分に一寸

表裏に奉納御神前 志施之敬白

裏に示文二年巳之一月吉日

此の箱内の寶物

清治郎作 矢根一本

右の矢に清治郎の三文字堀込あり。

長さ 七寸五分 鉤形

境内神社

一、津島社

祭神 須佐之男命 由緒 不詳

一、稲荷社

祭神 倉稻穗魂神 由緒 不詳

建物 一尺三寸に二尺

祭神 倉稻穗魂神 由緒 不詳

一〇、三 明 社

大字大屋敷字八ッ面八十四番地

大屋敷三郷を一望の中に収め得る絶好の地の老杉大樹の立並ぶ廣大なる神域に尊崇いや深き三郷の氏子をみそなはして神鎮り給ふは村社三明社である。

祭神 日本武尊 大己貴命 國狹槌命

由緒 創立年月は詳でないけれども、寛文二年正月再建の棟札がある。それ以前の棟札は朽壞してゐて文字が明でないから知る事が出来ない。

八 幡 社

祭神 應神天皇

由緒 創立年月は詳でないが寛文二年正月再建の棟札がある。
建物 二尺八寸に二尺一寸

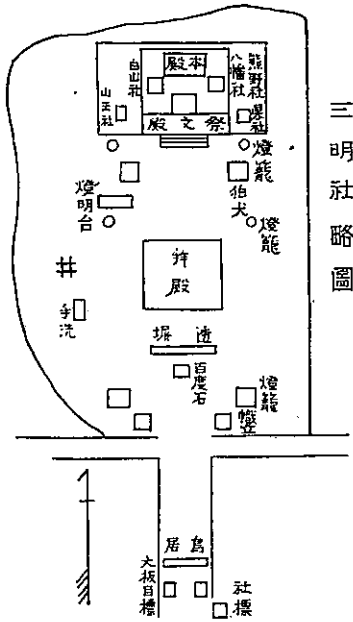
熊 野 社

祭神 伊弉册尊

由緒 創立年月は詳でないが寛文二年正月再建の棟札がある。
建物 二尺八寸に二尺一寸

境内 一千六十四坪

氏子 百三十五戸



三明社略圖

境内にある建物は次の通りである。

- 一、本殿 神明型銅板葺 一間一尺に四尺 高さ七尺(葺共)
- 一、祭文殿 流造瓦葺 九尺に九尺 高さ五尺長さ四尺九寸
- 一、渡殿 瓦葺 七尺に六尺 高さ八尺長さ九尺
- 一、拜殿 流造瓦葺 三間三尺に二間三尺 高さ三尺五寸
- 一、燈籠 春日型石造一對 高さ五尺六寸 高さ一丈二尺
- 一、同 神明型石造一對 高さ一丈三尺 長さ八尺一尺角
- 一、同 春日型石造一對 高さ五尺六寸 長さ一丈一尺五寸幅一尺三寸
- 一、手洗 石造 高さ三尺五寸長さ四尺幅三尺
- 一、井戸桁 高さ三尺五寸幅一尺五寸

境内神社

- 一、白山社 祭神 菊理姫命 建物 二尺八寸に二尺一寸
- 一、縣社 祭神 大荒田神 建物 二尺四寸に一尺七寸
- 一、山王社

祭神 倉稻穗魂神 建物 一尺八寸に二尺六寸

一、天神社

祭神 菅原道真 建物 一尺六寸に二尺四寸

天神社を境内に併祀した所悪疫流行したので明治廿六年
元の地へ遷した。

一一、余野神社

大字余野字西浦二百三十二番地

大前地彌廣く老ひにし木々の茂みの中に高天原に千木高知りて下津磐根に宮柱太敷立て、殿の宮居安らけく鎮まりま
しますは余野神社である。

祭神 天照大神 伊邪那美命 須佐之男命 豊受姫命 保食命 事解男命 奇稻田姫命 譽田別命 菅原道真命 五男三女命

息長帯姫命 火結命 大名牟遲命 菊理比賣命

由 緒

元村社神明社は創立年月日不詳といへども、慶長二年正月巾嶋左兵衛に再建せられた。元村社八幡社は創立年月日不
詳なれども文祿五年巾嶋左兵衛再建せるものである。

當神社寶物中の青銅鐔口の銘に「奉納神明大菩薩寄進之慶長二年丁酉正月吉日巾嶋左兵衛尉」其の裏に「延喜式日立
野神是也」とあるも未だ立野神社たる何等考證なく、又一個に曰「譚奉掛八幡大菩薩慶長二年丁酉正月吉日巾嶋左兵衛
尉」とある。

張州府志に「權現祠、神明祠、天神祠、白山祠、八幡祠、但在余野村」と見ゆ。明治に及びし頃は村社八幡社同神明社
及八幡社境内神社たる神明社と共に同一境内地に鎮座せしに、明治四十一年十一月七日同大字無格社熊野社、同諸鑑社
同天神社の末社須佐之男社を元村社神明社に合併し、元村社八幡社へ同大字無格社天神社、同末社愛宕社を同四十一年
十一月七日合併し、同大字無格社垣田社を同四十二年一月二十日合祀せられた。

明治四十四年七月五日元村社八幡社の境内神社たる神明社をも合祀せられた。然るに大正六年七月六日、元村社神明
社と元村社八幡社との合併と共に村社余野神社と改稱の旨許可を得、同年一月六日合祀し、昭和四年十一月七日指定村
社となり以て現存に及んでゐる。

境内 六百十七坪 氏子 百三十九戸

境内にある建物は次の通りである。

一、本殿 流造檜材檜皮葺 三扉作 御階付 横十尺八寸奥行三尺七寸

一、祭文殿 入母屋造檜材瓦葺 二間に二間 兩袖一間一尺

一、拜殿 入母屋造檜材瓦葺 二間半に二間半

一、玉垣 土塀造檜材瓦屋根付 高さ三尺五寸長さ十五間

一、祭器庫 平屋根土藏造杉檜材瓦葺 九尺に九尺

一、手水舎 平屋根檜材瓦葺 縦七尺四寸横九尺五寸

- 一、社務所 平屋根檜松材 間口五間半奥行二間半落屋根一間に二間半
- 一、境内神社

秋葉社神明造板屋根脊檜材

本殿 二尺に二尺

- 一、燈明臺 神明型石造 高さ七尺
- 一、同 神明型石造 高さ六尺但し一對
- 一、狛犬 石造臺三段付 高さ八尺臺三尺六寸に二尺五寸
- 一、石玉垣 石柱造鐵棒八 高さ三尺長さ八間
- 一、階段 石造三段 縦二尺六寸横六尺七寸
- 一、同 石造五段 縦三尺五寸横六尺
- 一、鳥居 神明型石造 柱直徑九寸高さ十二尺 横明九尺二寸但し北參道口
- 一、同 神明型石造 柱直徑一尺四寸高さ十五尺 横明十二尺四寸
- 一、社標 石造 一尺二寸角 高さ十四尺角臺二段付
- 一、同 石造九寸角 高さ七尺三寸自然石但し北參道口
- 一、蠟燭臺 石造 高さ六尺七寸
- 一、同 石造 高さ四尺七寸

棟札

一、神明社『舊神明社』併合前のもの

- 一、燈明臺 石造春日型 高さ八尺但し一對
- 一、同 石造春日型 高さ十尺但し一對
- 一、高臺石 石造
- 一、燈明 神明型 臺八尺角 高さ十四尺一對
- 一、透塀 石造 高さ八尺長さ十二尺
- 一、手水鉢 石造角型 高さ二尺一寸幅二尺三寸長さ四尺四寸
- 一、幟立 石造角型 六寸に八寸角高さ三尺七寸但し一對
- 一、百度石 石造角型 六寸角高さ三尺
- 一、篝火臺 石造角型 五寸角 長さ三尺但し參基

慶長二丁酉年 立野社 社僧 小林山 戒藏坊

奉再與天照大神宮御社頭一字尾張丹羽郡稻木庄與野村當社建立禮那中嶋左兵衛尉

五月三日

禰宜 甚右衛門

彌 三

當社の棟札外に十四枚ある。大同小異であるから省略する。

二、八幡社

文祿五丙申年
奉再興八幡大菩薩御社頭一字尾張丹羽郡稻木庄與野村當社建立大檀那中嶋左兵衛尉
十一月吉日

社僧 小林山戒藏坊
禰宜 甚右衛門
彌 三

此の外十四枚省略する。

三、神明社

享保十一年
奉建立神明宮一字天下太平國土安穩氏子繁昌
丙午四月吉辰日
裏面

祭主 只腰左工門則次加持
神主 倉地平大夫定次敬白

大工名古屋 加藤長三郎藤原朝臣
同名古屋 杉本七左衛門藤原春義
木挽名古屋 田邊伊兵衛藤原朝臣

此の外に八枚省略する。

貴重品

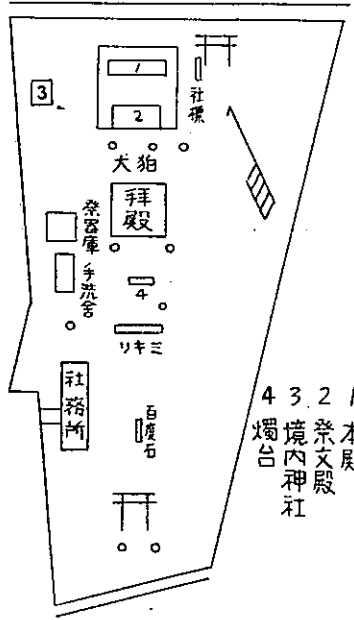
一、狛犬 一對陶器製 高さ八寸六分
作者不詳なるも銘に曰く

又一個に曰く

干時寛永 三月吉祥日 寛永二年
山田加右衛門 山田加右衛門 寄進

奉寄進御神前山田加右衛門
干時寛永二乙母天三月吉祥日

仁所野神社境内略圖



一、罌口 一對青銅製圓形高さ九寸

作者不詳なるも銘に曰く「奉納神明大菩薩寄進の慶長二年丁酉正月吉日中嶋左兵衛尉」慶長二年

裏に曰く「延喜式日立野神社是也」中嶋左兵衛尉寄進
又一個に曰く「謹奉掛八幡大菩薩 慶長二年丁酉正月吉日中嶋左兵衛尉」

一、砲彈 四個 三吋野砲實彈
陸軍省奉納品

一、二、白山神社

大字小口字仁所野六十一番地

仁所野の地を住き所こえらび定めて神鎮まりますは村社白山神社である。この宮店は自つと二つに分たれる。一は明
快な前神苑と一は神靈の御鎮座まします社殿のあたりである。

南より境内に入り幾多の献木中、神前正中なる所の美しい花崗石の神橋を過ぎ、神前にぬかづけば、小高い地に大木
枝を交へ鬱蒼として晝尚ほの暗く、梢に風の訪つる音のみ遠く近く聞ゆるばかりで神々しさをいよく身に感ずる。

祭神 菊理姫命 加具土命

山緒

創立年月日不詳なるも、昔時小口村菅管城主織田遠江守廣近公深く本社を崇敬せられたといふことである。明治四十二年三月二十日大口村大字小口字仁所野五十五番地無格社愛宕社（祭神 加具土命）同村大字小口字下五明九十二番地無格社天神社（祭神不詳）二社を當神社に合祀出願し、同年四月十四日許可により、同年四月二十九日當白山社に合祀し現存に及んでゐる。

境内 五百十坪 氏子 百九十五戸

境内社

池鯉鮒社

祭神は不明であるが舊來からの末社

境内にある建物は次の通りである。

- 一、神 殿 折造板葺 建坪半坪
- 一、祝詞殿 平屋造瓦葺 建坪四坪
- 一、拜 殿 切妻造瓦葺 建坪六坪
- 一、渡 殿 切妻造瓦葺 建坪四坪
- 一、神饌所 平屋造瓦葺 建坪一坪
- 一、社務所 平屋造瓦葺 建坪二十五坪
- 一、鳥居巾 一丈四尺二寸柱徑一尺二寸四分表參道
- 一、神 橋 長さ一丈八尺四寸巾七尺四寸石造
- 一、社 標 高さ一丈一尺
- 一、透 塀 高さ八尺五寸長さ一丈六寸

- 一、玉 垣
- 一、手水屋形 十二尺に十尺瓦葺
- 一、祭器庫
- 一、一、狛 犬 石造二對
- 一、一、蠟燭臺 一基

一、籠燈 神前一對神明型 高さ五尺九寸 臺二尺二寸に三尺二寸
東には「天明六丙午五月吉祥日願主丹羽郡下小口村惣氏子中 愛宕山大権現 別當 清學院」とある。又西には燈籠に「白山宮」とある。

一、燈籠 春日型 石造大小十個 明治以後のもの木造二個明治以後、神明型 石造二對表參道
其の他いかで造つた建立年月日不詳のもの明治以前の如く見られる。

一、幟立 石造高さ三尺四寸に五寸角 一對
基本財産 不動産 畑一畝 有價證券當地信用組合預金 二千九百六十圓
棟札 二枚ある。左の通りである。

〔表〕 貞亨元甲子年 社使權大僧都清學院

奉建立白山妙理大権現村中氏子安全延命所 本願人 酒井五郎兵衛
安藤甚五兵衛

秋八月十三日 工匠 犬山安保半兵衛藤原實次

〔裏〕 神鏡二面 酒井與三兵衛 同一面 安藤長松 同婦女 金箔鬼板 江口小助

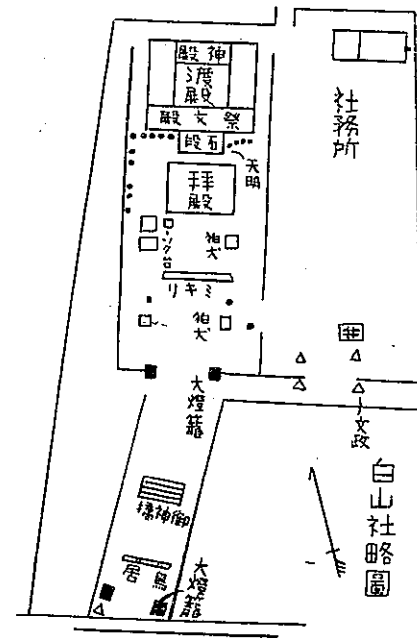
釘隠 田中平八 田中兵六 田中清八 打釘 田中善三郎 江口八助 江口權十郎 孫助
 金具 酒井新十郎 安藤彌兵衛 彌七郎 次郎七 中大久地 大塚伊左衛門 子供

「表」 貞享元申子 社使權大僧都 清學院
 奉建立愛宕大權現村中氏子安全延命所

秋八月十三日 工匠 犬山 安保半兵衛藤原實次

本願人 酒井五郎兵衛
 安藤甚五兵衛

「裏」 神鏡 一面 酒井與三兵衛 金箔 鬼板 江口小助



釘隠 田中平八 田中兵六
 打釘 江口八郎 田中善三郎 江口權十郎 田中清八
 金具 酒井新十郎 安藤彌兵衛 彌七郎 次郎七
 中大久地村
 大塚伊左衛門 子供

一三、式内 小口神社

大字小口字城屋敷十一番地

小口城跡の西なる所に大前彌廣く、神しづまりましたのは村社小口神社である。神前にぬかづけば左右の狛犬も殿しく祭文殿の中から御神殿が拜せられて仰ぐだに畏い。大宮柱太敷きまして老木の茂きを見るだにも殿のこの宮居は千代八千代に彌祭えなん、と拜せられる。

祭神 少名毘古那命 天照大神 品陀和氣命 豊受姫命 息長帯姫命 建速須佐之男命
 由緒

創立年月日は不詳であるけれども、人皇第六十代醍醐天皇の御代に成つた延喜式第十神明帳に「小口神社」とある。又國帳に「從三位小口神社天神 稻置庄小口村」とある。往古は小口天神となへてゐたのである。

後世當社から數町成亥の方にある大宮小口字宮之前二番地無格社神明社「御祭神天照大神、豊受姫命」境内神社八幡社「祭神品陀和氣命、息長帯姫命、天照大神」須賀社「祭神建速須佐之男命」神明社「祭神天照大神」の四社を大正元年八月十七日小口神社に合併出願、大正二年一月十六日許可に依り大正五年五月十五日合祀した。

境内 三百三十三坪 氏子 百八戸
 境内にある建物は次の通りである。
 一、本殿 流造檜皮葺 建坪一坪
 一、波殿 切妻造瓦葺 同二坪半

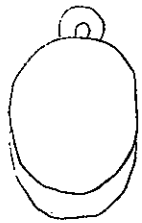
- 一、祝祠殿 平屋造瓦葺 建坪四坪
- 一、社務所 平屋造瓦葺 建坪二十七坪
- 一、拜殿 切妻造同 同 十五坪
- 一、玉垣 八間
- 一、狛犬 一對神前 高さ五尺九寸臺巾四尺三寸に一尺四寸
- 一、同 一對拜殿前 高さ六尺二寸臺巾三尺四寸に二尺七寸
- 一、井戸屋形 九尺に十一尺
- 一、祭器庫 九尺に二間
- 一、鳥居 神明鳥居 高さ一丈八尺二寸横一丈四尺石柱直徑八寸二分
- 一、社標 高さ九尺一尺三寸角 石造
- 一、燈籠 神明型 表參道口 高さ一丈五尺七寸臺巾六尺四寸に六尺四寸
- 春日型 境内南端 高さ一丈六尺五寸
- 同 玉垣内 高さ七尺五寸石柱周四尺五寸
- 神明型 西側 高さ五尺六寸臺巾二尺八寸に二尺八寸
- 文政十二己巳六月再建とある。
- 同 西側 高さ四尺九寸臺巾一尺九寸に一尺九寸
- 安政七年申三月建立とある。

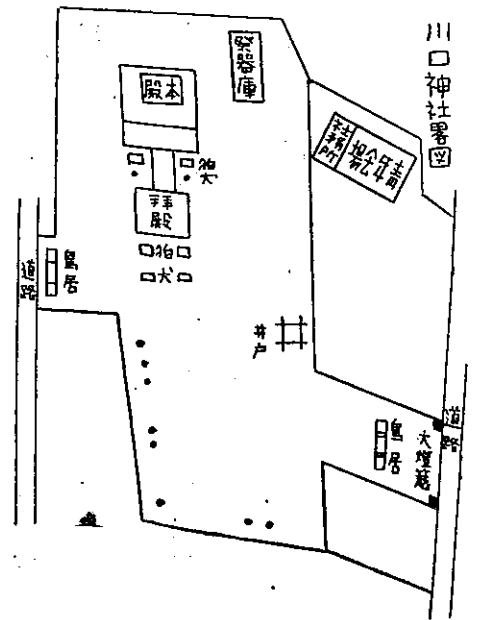
- 一、下馬札 高さ八尺三寸臺巾五尺二寸に三尺五寸
- 其の他 石造 一 木造 春日型一對ある。
- 寶物 鑾 一個 (俗に雷除の鑾といふ) 南鑾鐵 圓形廻り一尺二寸五分
- 由緒 左の如き記がある。

往古大久地村城主織田遠江守廣近公本城即管城中御能間に織田氏傳來の鑾を安置せられ、人皇第百四代土御門帝の長亨戊申年足利七代將軍義政の長子、從一位源義熙公のために同城は落された際、同城にある鑾を岩村の城主の臣、近藤訓秀の二男蔓治なるもの持出して家寶として所藏せるに不思議なること續々有るを以て百八代御陽成帝の天正十五年丁五月小口神社に奉獻し式内小口神社の寶物として同社内に納置す俗に雷除の鑾といふ。

備考

長亨戊申は(二年)で今年昭和八年から四百四十五年前である。
 岩村とあるのは東濃惠那郡岩村である。目下岩村町と稱してゐる。
 鑾の形は左の様である。





一四、神明社

大字河北郷中六十六番地

幼川堤の西、河北郷の東南の森を殿の宮居と、とこしへに鎮座し給ふのは村社神明社である。
 祭神 天照大神

由緒

創立年月日は不詳であるけれども、古い神社明細帳のはしに「羽黒村禰宜宮地備前正藤原家隆、文化三年寅六月河北

基本財産

- 不動産 畑四反六畝六歩
- 有價證券 公債一千八百圓
- 勸業債券 三十圓
- 郵便貯金 四百九十九圓二十錢

庄屋仙田七左工門寫」とあり、又現存する燈籠にも天明年間奉獻のものがあるによつて同年間又はそれ以前の創立のものと思はれる。而して古老の言によると、「當地の墓地の碑を見るに明暦年間のもの（現存の大竹、仙田等は此の頃から居住してゐた。大竹は元和年間頃移住？）最も古いので恐らく此の神社の創立はそれ以前ではなかつたであらうと思はれる。尙現在の建造物は總て明治洪水以後のものである。

境内 三百四十六坪 氏子 百四戸
 境内社

一、津島社 祭神 須佐之男命建物二尺二寸五分に二尺七寸五分

由緒 不詳 古から祀つてあるといふことである。

二、熱田社 普通熱田様と稱す。祭神 日本武尊 建物二尺八寸に一尺四寸

山緒 神前の森（神社南約一町の所にあつたといふ事である。現在は開墾されてゐる。）にあつたのを明治維新現在地に移し奉つたのである。

三、池鯉鮒社・祭神及び由緒不詳

境内の建物は次の通りである。

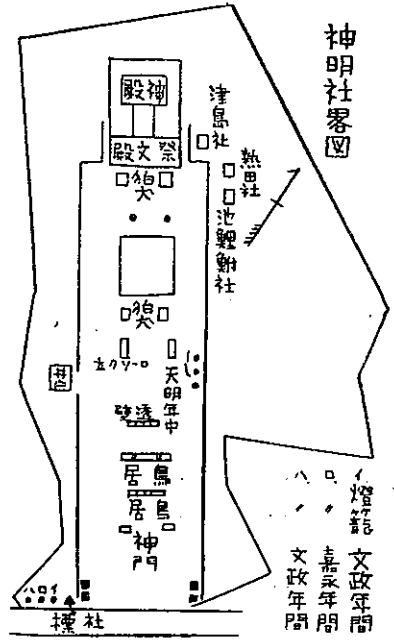
- 一、神 殿 神明造檜皮葺 一間に四尺 一、拜 殿 瓦葺 二間に二間
- 一、祭文殿 瓦葺 一間に一間三尺 一、透 塀 瓦葺 高さ一間に一間二尺横七尺三寸

- 一、井戸屋形 瓦葺 五尺七寸に八尺一寸
- 一、社標 石造 高さ十尺一尺角
- 一、鳥居 神明鳥居石造一 高さ十六尺横十三尺五寸
- 一、燈籠 一、石造一對 境内北側に天明五乙巳八月吉日神主宮地河内願主惣氏子中とある
- 一、石造一對 參道入口に天保十一年十一月吉日仙田吉左工門とある。又一側に大正四年一月氏子修繕とある。
- 一、石造 入口南に三個ある。
- 一、文政九年戊辰四月 他の面に 秋葉大權現
- 一、嘉永四年亥三月 他の面に 天照皇太神宮
- 一、文政十三年庚寅四月吉日 他の面に 金毘羅大權現

右の様に燈籠に刻字のあるのは、即ち此の神社に献納したものでなく、こゝから各地にあるそれぞれに遙拜し燈明を上げんが爲であるといふことである。けれども上記年間に建てたのは疑ふに餘地がないといふことである。

- 四、其の他 石造 春日燈籠一對及び他にも一個ある。

神明社零図



〔附記〕社殿の南及び北に壊れた燈籠が散在するけれども當社へ奉納したものではないといふ。即ち天保年中仙田濱藏(仙田屋の新屋二代目)が之を今の仲野久市屋敷附近其の頃は辻でお天王様を祀つてあつたといふ)に建て神々に燈明をあげた。そうして諸神を崇敬したといふことである。然るに濃尾大地震の爲倒壊したによつて現存地に納めたものであるといふ。

- 一、神門 石造 一
- 境内林 北部一反八畝二十九歩、西部及び南部一反七畝二歩土地三畝二十四歩、松、榊、竹等繁茂して居り大正十二年一月一日風致保安林となつた。

一五、白山社

大字小口字水戸五十八番地

木津川の流れ東に清く、うづの御あらか雅に上小口水戸の地を佳い所と永へに鎮座し給ふのは村社白山神社である。

祭神 菊理姫命
由緒

創立年月は不詳であるけれども、古へからこゝに鎮座せられたといふことである。昔織田廣近公が小口神社と共に専ら此の神を崇敬したと傳へてゐる。

境内 三百五十九坪 氏子 九十二戸

境内社 一、市杵島社

祭神 市杵島姫命 由緒 不詳

建物 神明造板屋根葺 二尺八寸に二尺

明治四十四年九月二十七日許可 十二月二十一日落成

二、津島社

祭神 須佐之男命 由緒 不詳 建物 二尺一寸に一尺七寸

三、天神社

祭神 菅原道真公 由緒 不詳 建物 一尺六寸に一尺二寸

境内の建物は次の通りである。

一、神 殿 神明型造檜皮葺 建坪二坪五合 一、拜 殿 入母屋造瓦葺 三間に二間

二、祭文殿 切妻造瓦葺 建坪八坪五合 一、渡 殿 三坪

三、社務所 切妻造瓦葺 八間一尺に二間三尺 一、玉 垣 十四間

一、玉 垣 石造 高さ三尺長さ四間 一、社 標 石造 高さ八尺一寸 八寸角

二、透 塀 瓦葺 二間に四尺 一、幟 立 石造一對

一、鳥 居 神明鳥居石造 高さ一丈二尺七寸 直徑一尺一寸

一、燈 籠 南入口石造 高さ八尺臺六尺に六尺 一對

東側に南北に並列して七個ある。

一、石造 高さ五尺六寸臺巾二尺に二尺 安政六年八月吉日

一、同 明治に献納 二基

一、同 高さ四尺四寸臺一尺四寸(蓋の頭取れて無し)文化十一年正月

一、同 高さ五尺臺一尺二寸五分に一尺二寸五分

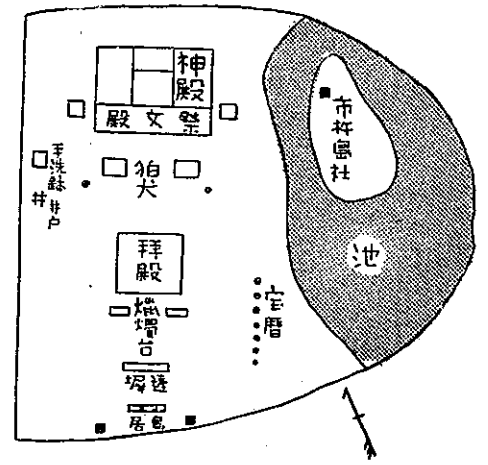
一、同 春日型 木像 年號等不明

一、同 高さ四尺九寸柱直徑七寸臺巾一尺四寸に一尺四寸 寶曆四年戊二月十六日

一、同 春日型石造神前 一對 一、井戸桁 石造 一個

一、狛 犬 本殿前 一對 一、蠟燭臺 石造 一對

二、手洗鉢 石造 一個 一、石 垣 高さ二尺一寸 石柱百二十六本



傳説

上小口の左義長

昔は上小口も他の神社の様に左義長を行つてゐたが、或る年の事其の火が拜殿に飛火して之を焼失した。即ち祭神は花火、竹等のはせる音を嫌はれるものとして以後は左義長を行はず以て今日に及ぶといふ。

一六、清島神社

大字小口字島内百六十番地

萩島の東北地を清い佳い處として安らげく神鎮まり給ふのは村社清島神社である。神殿、拜殿等何れも白木造て新しく檜の香高く、殊に其の拜殿は壯麗である。

祭神 品陀和氣命 豊斟淳尊 息長帯日賣命

山緒

同所字清水五十四番地村社八幡社（祭神品陀和氣命、息長帯日賣命、山緒不詳）と同所字島内百六十番地無格社三明社（祭神 豊斟淳尊 由緒不詳）と合併の上清島神社と改稱の件明治四十二年五月十三日許可を得、同年六月二日合併す。

境内 四百七十五坪 氏子 十三戸

境内社 一、須賀社

明治十九年六月洪水の際、流失の爲削除の件四十一年十二月三十一日願出、同年五月十三日認可せられて現在はない。

二、津島社

祭神 須佐之男命 山緒 不詳 建物 板葺一尺四寸五分に一尺八寸

境内の建物は次の通りである。

一、社殿 八幡造檜皮葺 三尺に三尺八寸五分

一、祭文殿 瓦葺三間三尺四寸に一丈二尺八寸

一、拜殿 入母屋造瓦葺 二間三尺に二間四寸

一、社務所 切妻造瓦葺 二間に四間

一、渡殿 瓦葺 九尺に九尺

一、透塀 瓦葺 七尺に五尺五寸

一、社標 石造 一基

一、鳥居 神明鳥居石造 高さ一丈三尺四寸 巾一丈二尺二寸

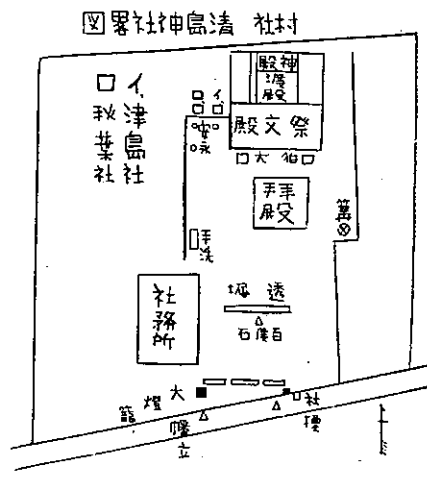
一、狛犬 石造 一對

一、手洗鉢 石造 一個

一、燈籠 高さ四尺七寸 臺巾一尺三寸五分に一尺三寸

五分 石造 安永四年三月吉日

寄進者 田山地久石工門



一七、神明社

大字河北字二ツ屋千二百十二番地

二津屋の村の中央大木の老ひ茂つてゐる森を佳い處と神鎮まり給ふのが村社神明社である。

祭神 天照大神 由緒 不詳

境内 百八十八坪 氏子 二十八戸

境内社 一、津島社 祭神 須佐之男命 由緒 不詳

二、大縣社 二の宮様と申す。 祭神 大縣神 由緒 不詳

- 一、箆 一個
- 一、蠟燭臺 石造 一對
- 一、燈籠 石造 一對
- 春日燈籠 一基

境内の建物は次の通りである。

三、琴平社？ 金毘羅様と稱す。 祭神 不詳 由緒 不詳

一、社 殿 神明造檜皮葺 二尺八寸に二尺 一、燈明臺石造 筈二尺五寸高さ一丈五寸 一對

一、祭文殿 切妻造瓦葺 十九尺に九尺 一、狛犬 石造 高さ五尺七寸長さ二尺八寸一對

一、拜殿 切妻造瓦葺 三間に二間一尺 一、春日燈籠 石造 高さ七尺五寸 一對

一、社標 石造 高さ十一尺一尺角 一、手水鉢 石造 長さ三尺五寸高さ二尺

一、透塀 高さ六尺五寸長さ十一尺 一、燈籠 石造 高さ十一尺五寸 一對

一、鳥居 神明鳥居 高さ十四尺徑一尺二寸 南方境内外にある。 一、同 石造 高さ六尺七寸臺中二尺六寸二尺六寸一基 嘉永七年甲寅仲冬

一、神門石造 高さ十一尺一尺二寸角

棟札

一、表 延喜二歳

伊邪册尊神明宮惣氏子奉遷宮

乙丑卯月吉日 宮地敷馬

或る人曰く

「此の棟札にある如く再尊をも祀れるなり」と

二、表 明治三年戊八月吉日

神明宮

二、裏 河北村神明神主宮地敷馬家光 河北村大工 中野義八郎

三、表 内安永六丁酉年 神主宮地河内藤原家信
 源奉新再建神明宮鎮座村中
 正月吉曜日

丹羽郡橋爪 田中都嘉
 若一王子宮神職惠
 菅原吉榮

三、裏 小折村

大工 瀧重左工門清次

四、表

文化六巳巳年
 奉上尊神明宮御社頭
 八月中五寫

四、裏

神主宮地備前正藤原家隆
 大工犬山外町
 安田伊左工門

五、表

文政五壬午歲
 奉再建神明宮御社頭

五、裏

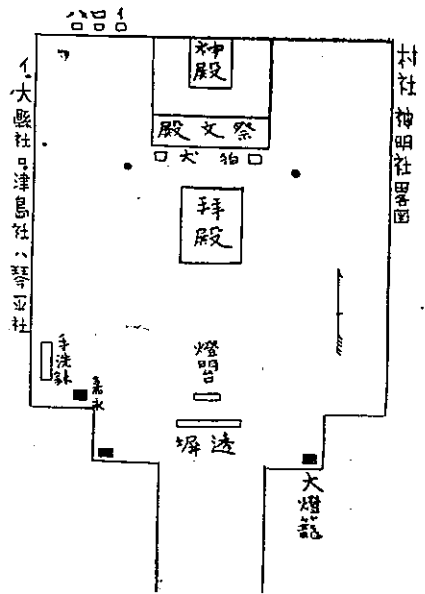
神主宮地備前正藤原家隆
 九月吉曜日
 名古屋琵琶島
 淺草屋金左工門

六、表

天保八丁酉年
 奉上尊神明宮御社頭

六、裏

神主宮地伊豫正
 九月吉日
 庄屋千田七左工門
 歌右工門
 羽黒村 大工 文七



一八、神明社

大字外坪字宮前三百四十一番地

外坪宮前の地は老檜大杉の太木櫛蒼として神殿そのもの、地である。此の地を住き處と古く千有餘年の昔から鎮座せられるのは村社神明社である。本社祭文殿も壯大な檜皮葺神明造で其の千木は高く天を突き、そのかつを木の金具は殊にうるはしく輝いてゐる。又東側にある黒い燈籠は遠く正徳の昔から氏子の尊崇が厚かつたことを物語る様である。

祭神 天照大神 豊斟淳尊

由緒 創立年月日は不詳であるけれども仁壽元年再建せられたといふ事である。

境内 千八百九十四坪 氏子 九十九戸

境内社 一、三大明社

祭神 豊斟淳尊

山緒 創立仁壽元年

昔から村社神明社と共に玉垣内に併立鎮座あつて、崇敬者等神明社と同一に考へ崇敬し奉つたが大正十五年八月一日日本殿改築と共に神明社新宮口に遷宮した。現在はない。遷宮の時の建物は次の通りである。

建物板葺 三尺六寸に二尺一寸

二、稻荷社

祭神 豊受姫大神 由緒 創立文政年中

建物 板葺 一尺二寸に一尺六寸

三、國府社

祭神 大己貴命 由緒 創立文政年中

建物 板葺 一尺五寸に一尺二寸

四、知立社

祭神 菅不合尊 吉備武彦命 由緒 創立天保年中

建物 板葺 一尺四寸に一尺五寸

五、津島社

祭神 須佐之男命 由緒 創立天保年中

建物 板葺 一尺二寸に一尺

境内の建物は次の通りである。

一、神 殿 神明造檜材檜皮葺 建坪三坪

一、渡 殿 建坪四坪

一、祭文殿 神明造 建坪七坪三合

一、拜 殿 切妻造瓦葺 建坪六合

一、玉 垣 檜材檜皮葺 高さ四尺長さ十四間二尺

一、井戸屋形 トタン葺 四尺三寸に四尺三寸

一、手洗鉢 石造 五尺三寸に二尺四寸

一、鳥 居 石造神明鳥居

一、神 門 石造 一

一、社 標 石造 一基

一、燈 籠 石造 一對 表參道口

石造 春日燈籠 一對神前

石造 東側 高さ五尺七寸葺巾 一基

正徳六丙申年八月吉日

石造 西側 高さ四尺八寸葺巾 一基

元禄十一癸未八月

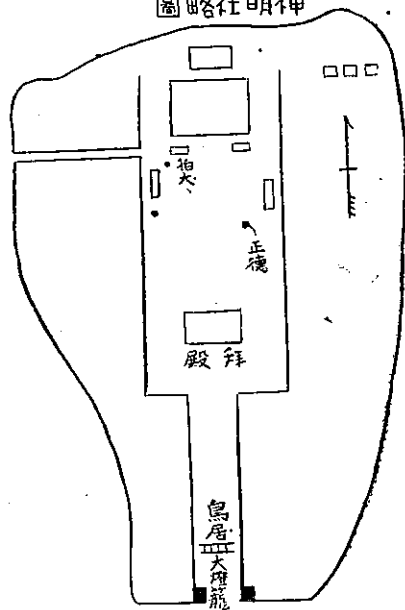
石造 西北 金毘羅大權現 一基

財産 不動産 田二反歩

一、笹 踊

今から約三十年前送行はれてのたが現在には行はれない。お祭に十才位までの子供が笹を持って踊つた爲に此の名がある。

神明社略図



名古屋から師匠を迎へて、一週間稽古して行つたものである。祭の當日には拜殿で色々と面白く舞つたといふことである。爲に此の神殿の拜殿には正面に柱がなく舞臺の様に出来て居るのである。

古老の談によると此の神様は四つ足を嫌はれたとの事で獅子を出し馬を走らすといふ様なことも無く、其の代りに此の踊りを行つたといふことである。

二、安産の神

因る所詳でないけれども妊婦が本社に参拜して玉垣内の砂を持ち歸りお守りすれば安産するといふ事である而して出産後これを返すと共に鷹の繪を奉納する風習がある。俗にお砂を借りると云ふ。

第三項 無格社

一、神明社

大字大屋敷字小淵二十五番地

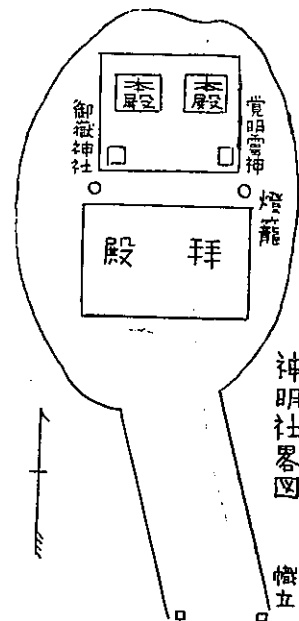
大屋敷新田の南方流れも清い五條川の傍に永へに神鎮まりますのは神明社である。

祭神 天照大神 豊受大神

山緒 當字丹羽範治十代の祖三九郎及び三輪悦次郎の祖九郎兵衛が慶長四、五年の頃創立せられたものと傳へてゐる。
貞亨五年五月再建の棟札がある。其の以前は文字不明で不詳

境内 二百十坪 氏子 四十六戸

境内神社 一、御嶽神社 祭神 國常立尊



境内の建物は次の通りである。

- 一、社殿 神明造銅板葺 二尺に二尺七寸
- 一、社殿 神明造板葺 二尺に二尺七寸
- 一、拜殿 切妻造瓦葺 二間に二間半
- 一、燈籠 神明型石造 高さ六尺
- 一、玉垣 荒垣造檜材 長さ五間高さ三尺
- 一、幟立 石造 高さ三尺五寸

二、神明社

大字秋田字宮東八十六番地

長櫻の郷の東の端に老杉茂る森がある。此處に鎮座し給ふのは神明社である。

祭神 天照大神

由緒 兵火に罹つた爲め、勧請年月は詳でないが、當字鈴木一族十戸の氏神として崇敬が厚かつたが近來長櫻字民全部の信仰する處となり、昭和八年拜殿は改築せられた。

正徳五年九月再建の棟札があるから其の以前の創立であることが知れる。

境内 四百五十坪 氏子 二十八戸

境内社 稻荷社

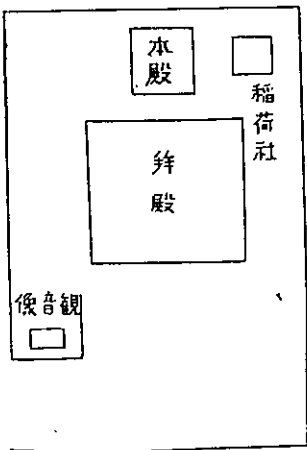
祭神 猿田彦神 大宮比咩神

建物 一尺二寸に九寸

境内の建物は次の通りである。

- 一、社殿 神明造瓦葺 一尺九寸に二尺二寸
- 一、拜殿 切妻造瓦葺 二間に二間二尺

神明社畧図



棟札の寫 表面

大行事帝釋天王 聖主天井天 伽陵頻伽聲 正徳五ニ未年鈴木喜太郎敬
 奉再造營天照皇大神宮社一宇一家子孫繁昌如意處
 小行事四大天王 宸悠衆生敵 九月廿二日 鈴木次兵衛
 我等命敬札 同茂左工門 白

裏面

富士村長成山大巖院義舟
 遷宮之導師修法 加持 鈴木氏造營之

三、金刀比羅社

大字秋田字替地一番地

長櫻の南端に老樹生ひ茂る森がある。こゝに神鎮まりますのは金刀比羅社である。

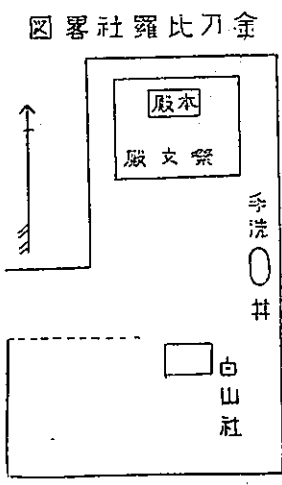
祭神 大物主の命 崇徳天皇

由緒 創立年月は詳でないが、字笹田の土田彌十郎の勸請したものと傳へてゐる。明治の始め頃から村人が之を繼承して崇敬一入厚くなり大字秋田一圓に及んでゐる。

境内 百八十二坪 氏子 百三十一戸

境内社 白山社

祭神 菊理姫命 加具土命 建物 一尺に七寸



四、津島社

大日村大字河北字柿野千六百番地

境内の建物は次の通りである。

- 一、社殿 神明造板葺 二尺に二尺
- 一、祭文殿 入母屋造瓦葺 二間七寸に二間三尺四寸
- 一、手洗 石造 長さ四尺幅一尺五寸

仲沖郷の北なる所、柿野の地を佳き所と知るしめし給ふのは無格社津島社である。

祭神 須佐之男命

由緒 創立年月日は不詳であるけれども、明治十三年四月六日再建せられてゐる。

境内 七十一坪 氏子 二十四人

境内社 一社 祭神 不詳

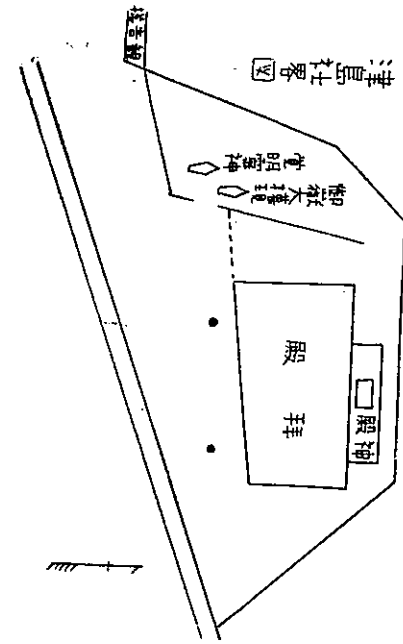
境内の建物は次の通りである。

- 一、神殿 板葺 二尺二寸に一尺九寸

- 一、拜殿 瓦葺 縦十三尺横二十尺
- 一、燈籠 石造 二個 其の中一個(東にあるもの)は次の如くである。

高さ五尺七寸臺巾二尺二寸に二尺二寸

「辛文政四歲巳正月謹重吉旦とあり又丹羽郡河北村願主大竹圓藏」とあるけれども、又一側に「金毘大羅權現、神明宮、牛頭天王、天照皇太神宮、秋葉山大權現」とあつて津島社又は祭神名の記入がないによつて文政當時に奉獻したか否かは不明である。



傳説

仲沖の神送り

土地の人は云ふ、今から百年前九月三十日の神送りの日、郷中に十五六貫匁の大石が落ちて來た。それからは神送りを行はなくなつたといふことである。其の後毎年神送りを行はず遂に今日に及んでゐるといふ。

五、神明社

大字小口字新宮浦三千七番地

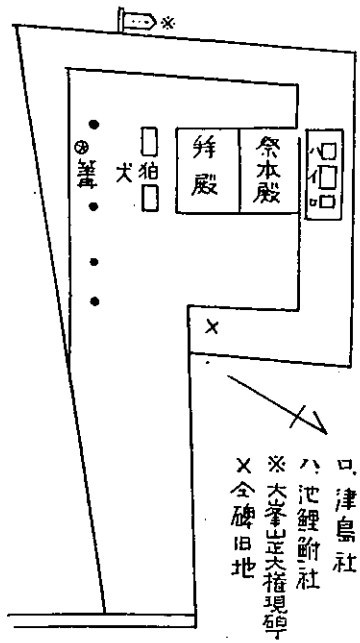
外坪郷の西北地、新宮浦の森を佳い處と永へに鎮座し給ふのは無格社神明社である。

祭神 天照大御神 由緒 不詳

境内 百六十八坪 氏子 六十四人

- 境内社 一、津島社 祭神 須佐之男命 由緒 不詳 建物 板葺 一尺四寸に一尺八寸
- 二、知立社 祭神 不詳 由緒 不詳 建物 板葺 一尺四寸に一尺一寸

神明社畧図



境内の建物は次の通りである。

- 一、社 殿 神明造板葺 二尺三寸に一尺八寸
- 一、拜殿 切妻造瓦葺 二間に一間四尺
- 一、祭文殿 瓦葺 八尺五寸に八尺五寸
- 一、狛犬 石造 一對
- 一、燈籠 石造 一對
- 一、同 春日燈籠 木造一對
- 一、簀 一個

一、玉垣 六間に一尺八寸

次の様な棟札がある。

棟札 元治元歲

侍分社家

一、裏

庄屋 周五郎
組頭 忠五郎

一、表 尾張國丹羽郡小口村北外坪神明社重曹月修補

天下泰平邦君安穩氏子安全祈攸

申子九月吉日

氏子惣代 庄七平
大工 仙七

地下惣氏子修造

二、表

二宮社家

弘化四年

南神主幸治郎尾張音義

尾張國丹羽郡小口村北外坪神明社重曹月修補

丁未八月廿五日

北外坪惣氏子

三、表 天保二年

尾張國丹羽郡小口村神明社重曹月補修神修補

三、裏

庄屋 伊之八
組頭 又左工門
清治郎

辛卯八月十一日

村和惣氏子修覆

境内の左側に四角に基礎石のみ残つてゐる處がある。これは大峯山大権現として明治十九年に碑を立てられて在つたが約二十年前、神職倉地氏が神社の境内にかやうなものを祀るのは面白くないとの説によつて現在の森の南西、境内外の處に移したものである。

第十三章 宗 教

第一節 概 説

欽明天皇の十三年百濟王の特使が一度釋迦牟尼佛の金銅像を我が國につたへて以來、蘇我氏の信仰聖德太子の御尊崇は法隆寺、四天王寺の建立となつて佛教は大に傳播したのであつた。尾張の國に國分寺並に國分尼寺の建立せられたのは、聖武天皇の十二年と傳へられてゐる。

七ツ寺の開基は法相宗の行基であり、荒子の觀音寺の開基は同宗の泰澄だといふ。奈良六宗中のあるものの勢力はこの尾張平野にまで及んだらしい。

しかし常並の村人達にはこの教義は深遠であり、かつ貴族的でもあつた。尾張國の佛教が一般的となり隆盛となつたのは、その缺を補はんが爲に起つた鎌倉時代の新宗派が流布される様になつてからである。我が大口村の宗派も其の通りで臨濟宗曹洞宗眞宗淨土宗日蓮宗に限られてゐる。諸宗中で最も檀徒の多いのは臨濟宗で眞宗曹洞宗、淨土宗之にすぎ日蓮宗は最も少い。

基督教に至つては天文十八年フランスソツサビエーが切支丹宗と稱するものを鹿兒島に入つて傳へたのはじまり、織田信長の政策上による保護によつて京都に、安土に、岐阜に漸く信徒を増すに至つた。丹羽郡に於ける基督教も岐阜か